

高松市・塩江町合併協議会
第 1 1 回 会 議 資 料

日 時：平成 1 6 年 8 月 3 0 日（月）

午後 1 時

場 所：高松市役所 1 3 階 大会議室

目 次

(協 議 事 項)

議案第 1 5 号	平成 1 5 年度高松市・塩江町合併協議会決算について -----	1
議案第 1 6 号	平成 1 6 年度高松市・塩江町合併協議会補正予算 について -----	6
協議第 2 5 号	附属機関等の取扱い(協定項目第 1 7 号)について (第 1 0 回会議提案:継続協議) -----	1 0
協議第 2 6 号	公共的団体等の取扱い(協定項目第 1 8 号)について (第 1 0 回会議提案:継続協議) -----	1 3
協議第 2 7 号	使用料・手数料等の取扱い(協定項目第 2 0 号)について (第 1 0 回会議提案:継続協議) -----	1 6
協議第 2 8 号	各種団体への補助金・交付金等の取扱い(協定項目第 2 1 号) について(第 1 0 回会議提案:継続協議) -----	1 9
協議第 2 9 号	介護保険事業の取扱い(協定項目第 2 3 号)について -----	2 2
協議第 3 0 号	障害者福祉事業(協定項目第 2 4 - 6 号)について -----	2 5
協議第 3 1 号	高齢者福祉事業(協定項目第 2 4 - 7 号)について -----	2 8
協議第 3 2 号	その他の福祉事業(協定項目第 2 4 - 1 0 号) について -----	3 1
協議第 3 3 号	保健衛生事業(協定項目第 2 4 - 1 1 号)について -----	3 4
協議第 3 4 号	環境対策事業(協定項目第 2 4 - 1 3 号)について -----	3 7
協議第 3 5 号	農林水産関係事業(協定項目第 2 4 - 1 5 号) について -----	4 0
協議第 3 6 号	交通関係事業(協定項目第 2 4 - 1 7 号)について -----	4 3
協議第 3 7 号	学校教育事業(協定項目第 2 4 - 2 1 号)について -----	4 6
協議第 3 8 号	社会教育事業(協定項目第 2 4 - 2 2 号)について -----	4 9
協議第 3 9 号	文化振興事業(協定項目第 2 4 - 2 3 号)について -----	5 2
協議第 4 0 号	建設計画(協定項目第 2 5 号)について -----	5 5

(そ の 他)

高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について -----	5 6
-------------------------------	-----

議案第 15 号

平成 15 年度高松市・塩江町合併協議会決算について

高松市・塩江町合併協議会財務規程第 8 条第 1 項の規定に基づき、平成 15 年度高松市・塩江町合併協議会決算について、監査委員の監査結果報告を付けて認定を求める。

平成 16 年 8 月 30 日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

平成15年度高松市・塩江町合併協議会歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	目	節	当初予算額	補正額	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	備考
1	負担金			12,500,000	0	12,500,000	12,500,000	12,500,000	0	
	1	負担金		12,500,000	0	12,500,000	12,500,000	12,500,000	0	
		1	負担金	12,500,000	0	12,500,000	12,500,000	12,500,000	0	
			1 市町負担金	12,500,000	0	12,500,000	12,500,000	12,500,000	0	
2	国庫支出金			0	0	0	0	0	0	
	1	国庫補助金		0	0	0	0	0	0	
		1	国庫補助金	0	0	0	0	0	0	
			1 国庫支出金	0	0	0	0	0	0	
3	県支出金			12,500,000	0	12,500,000	8,310,000	8,310,000	0	
	1	県補助金		12,500,000	0	12,500,000	8,310,000	8,310,000	0	
		1	県補助金	12,500,000	0	12,500,000	8,310,000	8,310,000	0	
			1 県補助金	12,500,000	0	12,500,000	8,310,000	8,310,000	0	
4	繰越金			0	0	0	0	0	0	
	1	繰越金		0	0	0	0	0	0	
		1	繰越金	0	0	0	0	0	0	
			1 繰越金	0	0	0	0	0	0	
5	諸収入			1,000	0	1,000	123	123	0	
	1	諸収入		1,000	0	1,000	123	123	0	
		1	諸収入	1,000	0	1,000	123	123	0	
			1 預金利子	1,000	0	1,000	123	123	0	
			歳入合計	25,001,000	0	25,001,000	20,810,123	20,810,123	0	

歳出

(単位：円)

款	項	目	節	当初予算額	補正額	流用又は充当	予算現額	支出済額	不用額	備考
1	運営費			7,768,000	0	0	7,768,000	4,833,170	2,934,830	
	1	会議費		2,510,000	0	0	2,510,000	1,679,648	830,352	
		1	会議費	2,510,000	0	0	2,510,000	1,679,648	830,352	
			1 報酬	325,000			325,000	299,000	26,000	
			9 旅費	676,000			676,000	604,500	71,500	
			11 需用費	41,000			41,000	38,396	2,604	
			13 委託料	298,000			298,000	200,693	97,307	
			14 使用料及び賃借料	1,170,000			1,170,000	537,059	632,941	
	2	事務費		5,258,000	0	0	5,258,000	3,153,522	2,104,478	
		1	事務費	5,258,000	0	0	5,258,000	3,153,522	2,104,478	
			1 報酬	1,889,000			1,889,000	1,889,000	0	
			3 職員手当等	1,500,000			1,500,000	485,570	1,014,430	
			4 共済費	275,000			275,000	228,447	46,553	
			9 旅費	60,000			60,000	9,480	50,520	
			11 需用費	650,000			650,000	410,633	239,367	
			12 役務費	300,000			300,000	32,700	267,300	
			13 委託料	34,000			34,000	13,902	20,098	
			14 使用料及び賃借料	250,000			250,000	0	250,000	
			18 備品購入費	300,000			300,000	83,790	216,210	
2	事業費			17,133,000	0	0	17,133,000	11,787,881	5,345,119	
	1	事業推進費		17,133,000	0	0	17,133,000	11,787,881	5,345,119	
		1	事業推進費	17,133,000	0	0	17,133,000	11,787,881	5,345,119	
			8 報償費	356,000			356,000	0	356,000	
			11 需用費	18,000			18,000	131	17,869	
			12 役務費	2,300,000			2,300,000	2,272,750	27,250	
			13 委託料	6,959,000			6,959,000	6,511,882	447,118	
			19 負担金、補助及び交付金	7,500,000			7,500,000	3,003,118	4,496,882	
3	予備費			100,000	0	0	100,000	0	100,000	
	1	予備費		100,000	0	0	100,000	0	100,000	
		1	予備費	100,000	0	0	100,000	0	100,000	
			歳出合計	25,001,000	0	0	25,001,000	16,621,051	8,379,949	

歳入(20,810,123円)から歳出(16,621,051円)を差し引いた額(4,189,072円)については、繰り越して、平成16年度事業費に充当する。

(参考)

平成15年度高松市・塩江町合併協議会 事業の実施状況

1 合併協定項目の協議

平成15年7月24日に開催した合併協議会第2回会議において合併協定項目及び「合併協定項目の協議方針」を定め、「合併の方式」を始めとする各合併協定項目について協議を行った。

2 行政制度・事務事業現況調査の実施及び調整

平成15年8月20日に開催した合併協議会第3回会議において決定された「行政制度等の調整方針」に基づき、行政制度・事務事業項目の洗い出し及び現況調査を実施するとともに、当該調査結果を踏まえ、各種事務事業等の調整を図った。

3 建設計画の策定

平成15年8月20日に開催した合併協議会第3回会議において「建設計画の策定方針」を、また、同年11月10日に開催した合併協議会第5回会議において「建設計画の構成等」を定める中で、建設計画に登載すべき主要事業の調査を行うほか、塩江町において住民懇談会を開催するなど、素案の作成に向けて作業を進めた。

4 合併協議会だより、ホームページによる情報の提供

(1) 合併協議会だより

平成15年7月に創刊号、同年10月に2号、平成16年2月に3号を発行し、合併協議会での協議内容や協議状況及び市町合併に関する情報を住民に提供した。

(2) ホームページ

平成15年7月14日に合併協議会の会議資料、会議録等を掲載したホームページを開設するとともに、随時更新を行い、合併協議会での協議内容や協議状況及び市町合併に関する情報を住民に提供した。

5 協議会、幹事会、幹事会部会の開催

(1) 協議会

平成15年6月16日に第1回会議を開催、以来、平成16年2月12日までの間で、計8回の会議を開催した。

(2) 幹事会

平成15年7月10日から平成16年2月2日までの間で、計6回の会議を開催した。

(3) 幹事会部会

総務部会を始め17の部会で、随時、協議を行った。

6 合併協議会等先進地の情報収集及び調査研究

随時、先進地の事例に関し、情報収集に努めた。

7 その他必要な合併に関する調査研究


合併特例法の改正の動向など、国、県等の合併に関する情報収集に努めた。

監 査 結 果 報 告


高松市・塩江町合併協議会財務規程第8条第1項の規定に基づき、平成15年度高松市・塩江町合併協議会決算について、平成16年6月14日及び15日に決算書、関係帳簿、証書類等を監査したところ、適正に処理されていることを確認しました。

高松市・塩江町合併協議会

監査委員

北原和夫 

監査委員

堀川和海 

議案第 16 号

平成 16 年度高松市・塩江町合併協議会補正予算について

平成 16 年度高松市・塩江町合併協議会補正予算を別紙のとおり定める。

平成 16 年 8 月 30 日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

(別紙)

平成16年度高松市・塩江町合併協議会補正予算

平成16年度高松市・塩江町合併協議会補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,188千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,190千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(歳出予算の流用)

第2条 歳出予算に計上した予算額に過不足を生じた場合、款相互の金額は必要に応じて流用することができる。

平成16年8月30日

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	4,188	4,189
	1 繰越金	1	4,188	4,189
歳入合計		28,002	4,188	32,190

8

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 事業費		20,036	4,188	24,224
	1 事業推進費	20,036	4,188	24,224
歳出合計		28,002	4,188	32,190

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 4 繰越金 (項) 1 繰越金 (単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	1	4,188	4,189	1 繰越金	4,188	繰越金
計	1	4,188	4,189			

歳 出

(款) 2 事業費 (項) 1 事業推進費 (単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 事業推進費	20,036	4,188	24,224	13 委託料	4,188	協議会だより作成等委託料
計	20,036	4,188	24,224			

協議第25号（第10回会議提案：継続協議）

附属機関等の取扱い（協定項目第17号）について

附属機関等の取扱い（協定項目第17号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年5月31日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第17号	附属機関等の取扱い
<p>両市町の同種の附属機関等については、高松市の附属機関等に統合する。</p> <p>塩江町で独自に設置されている附属機関等については、その実態、地域性等を考慮する中で、合併時まで調整するものとする。</p>		

平成16年8月30日 確認

(資料)

附属機関等の取扱い(協定項目第17号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「附属機関等の取扱い」が協議された市 4市

潮来市

- 1 行政連絡機構については、行政連絡の基盤となる自治組織に相違があることから当面現行どおりとし、合併後3年を目途に新たな制度を制定するものとする。
- 2 報酬については現行どおりとし、行政連絡機構の統合後、新たに定めるものとする。

大船渡市

両市町に置かれている附属機関等は、原則として統合するものとする。なお、独自に置かれている附属機関等については、実態を考慮し整備するものとする。委員構成については、両市町の長が地域性に配慮しながら別に協議して定めるものとする。

つくば市

行政連絡機構については、合併年度は現行どおりとし、速やかに調整し、統一に努めるものとする。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・甘日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

附属機関等の取扱い（協定項目第17号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、附属機関等の取扱いについて確認した市 7市

岐阜市

同種の附属機関等については、原則として統合するものとする。ただし、統合の方法については、岐阜市の附属機関等にあわせるものとする。また、羽島市、柳津町、笠松町、北方町及び岐南町に独自に置かれている附属機関等については、実態等を考慮し整備するものとする。なお、各委員の構成等については、適切な措置を講ずるものとする。

倉敷市

行政委員会及び附属機関については、倉敷市に統合するものとする。ただし、船穂町及び真備町独自の附属機関の取扱い並びに行政委員会及び附属機関の委員構成については、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

福山市

福山市と沼隈町の両方に同種の機関がある場合

[調整方針] 沼隈町に置かれている附属機関は、廃止するが、合併後の附属機関の委員構成については、必要により沼隈町の実情を考慮に入れて措置を講ずるものとする。

沼隈町に設置されている機関で、福山市に同種のものがない場合（町誌編さん委員会ほか3審議会等が該当する。）

[調整方針] 今後、各種事務事業の取扱いに関する協議とあわせて措置を検討する。

長崎市

合併に伴い廃止される香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町に置かれている附属機関等については、原則として長崎市の同種の附属機関等に統合するものとし、合併後の附属機関等の委員構成については、必要に応じ適切な措置を講ずる。

なお、6町の地域性から独自に設置されている附属機関等のうち、合併後も継続して設置する必要があるものについては、長崎市の附属機関等として引き継ぐものとする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第26号(第10回会議提案:継続協議)

公共的団体等の取扱い(協定項目第18号)について

公共的団体等の取扱い(協定項目第18号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年5月31日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第18号	公共的団体等の取扱い
公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、統合整備に努めるものとする。		

平成16年8月30日 確認

(資料)

公共的団体等の取扱い(協定項目第18号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「公共的団体等の取扱い」が協議された市 9市

新潟市

公共的団体等については、合併後一元化することが望ましいものもあることから、それぞれの実情を尊重しながら、下記のとおり調整に努める。

- 1 両市町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。
- 2 独自の目的を持った団体は、自主的な判断に委ねる。
- 3 統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努める。

廿日市市

公共的団体等については、合併後の速やかな一体性を確保するため、各団体の経緯、実情等を尊重しながら、次のとおり調整に努めるものとする。

- 1 3市町村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。
- 2 3市町村独自の団体は、現行のとおりとする。
- 3 統合に時間を要する団体については、将来統合するよう調整に努めるものとする。

新居浜市

各種公共的団体(補助団体を含む。)等については、合併後の速やかな一体性を確立するため、各団体の経緯、実情等を尊重しながら、統合整備に努めるものとする。ただし、団体運営補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮しつつ、予算措置の段階で調整するものとする。

- 1 両市村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。
- 2 両市村独自の団体は、現行どおりとするが、市地域全体の均衡を保つよう調整するものとする。

新発田市

両市町で共通の目的を持った公共的団体等については、それぞれの実情を尊重しながら、統合するよう働きかける。なお、国・地方公共団体等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言、指導等をもとに調整する。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

公共的団体等の取扱い（協定項目第18号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、公共的団体等の取扱いについて確認した市 13市

岐阜市

公共的団体等については、合併後の市の一体性が速やかに確立されるよう、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。

- 1 共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。ただし、共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。
- 2 共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。
- 3 独自の団体は、現行のとおりとする。

福山市

合併後の福山市の一体性が速やかに確立されるよう、それぞれの実情に応じ、適切な育成指導に努めるものとする。

長崎市

公共的団体等については、合併後の市の一体性が速やかに確立されるよう、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備に努めるものとする。

鹿児島市

公共的団体等は、合併後における市の一体性の確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実績等を十分尊重しながら、統合整備に努めるものとする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第27号(第10回会議提案:継続協議)

使用料・手数料等の取扱い(協定項目第20号)について

使用料・手数料等の取扱い(協定項目第20号)を次のとおり決定すること
について、協議を求める。

平成16年5月31日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第20号	使用料・手数料等の取扱い
<p>両市町の同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一する。 塩江町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについては、その目的及び実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整するものとする。</p>		

平成16年8月30日 確認

(資料)

使用料・手数料等の取扱い(協定項目第20号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「使用料・手数料等の取扱い」が協議された市 10市

新潟市

手数料については、新潟市の制度に統一する。使用料については新潟市の制度に統一する。ただし、

- 1 黒埼町の老人福祉センターの使用料は、60歳以上の利用者は無料、そのほかの利用者は現行のとおりとする。
- 2 黒埼町の屋外体育施設については無料施設として位置づける。また、黒埼町総合体育館の使用料については、現行のとおりとする。
- 3 大野定例露店市場出店料は、当分の間、現行のとおりとする。
- 4 黒埼町の保健センター使用料及び施設利用については、現行のとおりとする。

潮来市

- 1 使用料については、原則として潮来町の制度に統一するものとする。ただし、牛堀町の公民館使用料及びプール使用料等については、新たに定めるものとする。
- 2 手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに「負担の公平性の原則」により、可能な限り統一に努めるものとする。

廿日市市

- 1 3市町村で同一又は同種の使用料については、原則として、算定基準を統一する。ただし、使用料に差があるものについては必要に応じて激変緩和措置を講ずる。
- 2 3市町村における独自の使用料については、原則として、現行のとおりとする。
- 3 3市町村の手数料については、原則として、廿日市市の例に統一する。
- 4 各使用料・手数料については、社会情勢の変化への対応や負担の公平性の観点から、一定期間ごとに適正な料金の検討を行うものとする。

呉市

- 1 使用料は、呉市の制度に統一する。ただし、下蒲刈町のコミュニティ関係、保健・福祉関係及び教育・文化・スポーツ関係等の施設使用料については、現行のとおりとする。
- 2 手数料は、呉市の制度に統一する。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

使用料・手数料等の取扱い（協定項目第20号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、使用料・手数料等の取扱いについて確認した市 12市

秋田市

使用料、手数料等については、原則として秋田市の制度に統一するものとする。
ただし、一部の使用料、手数料等については、経過措置を講じるものとする。

岐阜市

使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、施設の規模、実態等を考慮し調整を図るものとする。
手数料については、原則として統一するものとする。ただし、統一の方法については、岐阜市の制度にあわせるものとする。

高知市

- 1 使用料は、原則として現行のとおりとする。
ただし、目的外使用料は、高知市に統一するものとする。
- 2 手数料は、原則として高知市に統一するものとする。
- 3 各使用料・手数料等は、社会情勢の変化への対応や負担の公平性の観点から、一定期間ごとに適正な料金の検討を行うものとする。

鹿児島市

- 1 使用料については、現行どおりとする。ただし、行政財産の目的外使用料等については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。
また、市民農園使用料等については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に一元化するものとする。
- 2 手数料については、合併時に一元化するものとする。ただし、船員法関係の手数料については、現行どおりとする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第28号(第10回会議提案：継続協議)

各種団体への補助金・交付金等の取扱い(協定項目第21号)について

各種団体への補助金・交付金等の取扱い(協定項目第21号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年5月31日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第21号	各種団体への補助金・交付金等の取扱い
<p>各種団体への補助金・交付金等については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、塩江町の補助金・交付金等に係る従来からの経緯、実情等を踏まえる中で、調整するものとする。</p>		

平成16年8月30日 確認

(資料)

各種団体への補助金・交付金等の取扱い(協定項目第21号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「各種団体への補助金・交付金等の取扱い」が協議された市 9市

新潟市

各種団体等に交付している補助金等については、従来の実績を下回らないよう配慮することとし、合併後の市域内において均衡を失しないよう調整を図る。

大船渡市

- 1 両市町で同一あるいは同種の補助金等については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。
- 2 両市町独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つように調整するものとする。
- 3 他の補助金等に整理統合できる補助金等については、統合の方向で調整するものとする。

呉市

各種団体等に交付している補助金等については、合併後統一を図ることが望ましいものもあることから、過去の経緯や実情に配慮した上で、新市において検討することとし、当面、次のとおり調整を図るものとする。

- 1 両市町における同一又は同種の補助金等については、合併時に統合するよう調整に努める。
- 2 町独自の補助金等については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つよう調整に努める。

新発田市

両市町の各種団体への補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、次のとおり調整する。両市町で同一あるいは同種の補助金等については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統合する方向で調整する。両市町独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つように調整する。他の補助金等に統合できる補助金等については、統合の方向で調整する。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

各種団体への補助金・交付金等の取扱い（協定項目第21号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、各種団体への補助金・交付金等の取扱いについて確認した市 11市

岐阜市

各種団体等に対する運営的補助金等については、従来の経緯・実情等に配慮し、次のとおり調整を図ることとする。

- 1 各市町で同一あるいは同種の補助金については、関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で調整に努めるものとする。
- 2 各市町独自の補助金については、市域全体の均衡を保つよう調整に努めるものとする。

高知市

- 1 3市村のうち、同一又は同種の団体に対する補助制度は、合併時に統一するよう調整に努めるものとする。

ただし、調整に時間を要するものは、現行のとおりとし、合併後速やかに統一するよう努める。

- 2 3市村のうち、同一又は同種の事業に対する補助制度は、合併時に統一するよう調整を図るものとする。
- 3 3市村独自の団体及び事業に対する補助制度は、従来からの経緯・実情等に配慮しつつ調整を図るものとする。
- 4 各補助金・交付金等は、合併後においても、それぞれの団体及び事業の目的、効果等を総合的に勘案し、随時、見直しを行うものとする。

鹿児島市

- 1 1市5町間で制度が異なる負担金、補助金及び交付金については、鹿児島市の制度に統合することを基本として調整するものとする。
- 2 5町において各町が単独又は複数の町で実施している負担金、補助金及び交付金については、当該制度の目的を勘案して調整するものとする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第 29 号

介護保険事業の取扱い（協定項目第 23 号）について

介護保険事業の取扱い（協定項目第 23 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 8 月 30 日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 23 号	介護保険事業の取扱い
<p>介護保険事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p> <p>塩江町直営の居宅介護支援事業所については、合併時に廃止し、民間事業所において対応するものとする。</p> <p>塩江町直営の訪問看護事業所については、合併時に塩江病院の訪問看護事業所に統合するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

介護保険事業の取扱い（協定項目第23号）について

先進地域の事例（参考10市）

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「介護保険事業の取扱い」が協議された市 6市

大船渡市

合併年度は、現行のとおりとし、翌年度から調整する。保険料の納期については、大船渡市の例による。

廿日市市

- 1 第1号被保険者保険料については、合併年度は現行のとおりとし、平成15年度分から第2期介護保険事業計画により算定した保険料率に統一する。
- 2 普通徴収に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、平成15年度から廿日市市の例に統一する。
- 3 その他各種事務の取扱いについては、廿日市市の例に統一する。

呉市

原則として呉市の制度に統一するものとする。

新居浜市

介護保険事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

野田市

現在、平成15年度から17年度の保険料については調整中ですが、関宿町の保険料が野田市より高くなることが想定されます。このため、合併後は野田市の保険料に統一し、その財源として一般会計からの繰入により対処することとします。

新発田市

合併時に介護保険事業計画を見直し、新たに介護保険料を設定する。ただし、平成15年度は経過措置として、両市町それぞれの保険料及び納期とし、平成16年度から統一する。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市（いずれも合併後の市名）

介護保険事業の取扱い（協定項目第23号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、介護保険事業の取扱いについて確認した市 14市

秋田市

介護保険事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、介護保険料は、平成16年度分までに限り不均一賦課するものとし、平成17年度に新たな保険料を設定するため、第2期介護保険事業計画の見直しを行う。

岐阜市

- 1 介護保険事業については、岐阜市が保険者となり運営を行うものとする。
- 2 第1号被保険者の保険料については、合併年度及び翌年度は現行のとおりとし、第3期介護保険事業計画(平成18～22年度)策定の中で調整を図るものとする。
- 3 第1号被保険者の納期については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から統一するものとする。ただし、統一の方法については、岐阜市の例によるものとする。

奈良市

- 1 第1号被保険者の介護保険料については、平成20年度までの間は不均一の賦課とする。
- 2 普通徴収の納期については、奈良市の制度に統一する。
- 3 介護保険料の減免については、奈良市の制度に統一する。

倉敷市

- 1 第1号被保険者（65歳以上）の保険料は、合併後平成18年3月末までの期間は、現行（1市2町）の保険料率を適用し、第3期事業運営期間の初年度である平成18年度から倉敷市として統一するものとする。ただし、船穂町及び真備町の積立金及び借入金は、合併時に倉敷市の積立金及び借入金に統一する。
- 2 介護認定審査会は、合併時に倉敷市の制度に統一するものとする。なお、平成17年4月1日から合議体の設置数を19とし、倉敷市及び船穂町の区域に18合議体を、真備町の区域に1合議体を置くものとする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第30号

障害者福祉事業（協定項目第24 - 6号）について

障害者福祉事業（協定項目第24 - 6号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年8月30日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24 - 6号	障害者福祉事業
<p>障害者福祉事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>心身障害者医療費助成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

障害者福祉事業の取扱い(協定項目第24-6号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「障害者福祉事業の取扱い」が協議された市 9市

大船渡市

合併年度は、現行のとおりとし、両市町の従来の経緯等を考慮しながら、翌年度から調整検討する。

つくば市

原則としてつくば市の制度を適用するものとする。ただし、荃崎町が実施している制度で住民サービスの向上につながるものについてはその例により調整し、統一により急激な変化を伴うものについては、合併後速やかに調整する。なお、他の制度への移行や事業実績がなく制度の必要性がなくなったものについては廃止する。

廿日市市

老人医療費助成事業及び重度心身障害者医療費給付事業については、廿日市市の例に統一する。

呉市

原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、下蒲刈町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては、合併までに調整し、制度の統一を図っていくものとする。

新居浜市

障害者福祉事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

新発田市

- 1 豊浦町の重度心身障害者手当制度については、廃止する。ただし、合併時、豊浦町の制度適用者に対しては、経過措置として、合併年度とこれに続く2年度継続して支給する。
- 2 豊浦町の在宅重度心身障害者介護手当制度については廃止し、新発田市の在宅重度心身障害者見舞金制度を適用する。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

障害者福祉事業（協定項目第24-6号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、現在、協議している中核市16市（注）のうち、障害者福祉事業について確認した市 13市

岐阜市

- 1 重度心身障害者医療費助成については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から岐阜市、柳津町、笠松町、北方町及び岐南町の例により統一するものとする。
- 2 障害者施設等の整備費助成については、岐阜市の制度を適用するものとする。
- 3 盲導犬、聴導犬及び介助犬飼育費助成事業については、岐阜市の制度を適用するものとする。

倉敷市

障害者福祉事業については、原則として合併時に倉敷市の制度に統一するものとする。

ただし、

- 1 平成16年度に新設する真備町の精神障害者小規模通所授産施設は、新市の直営で運営するものとし、平成18年度から指定管理者制度に移行するものとする。
- 2 障害者団体への助成は、現行のとおりとし、合併後、地域の実情に合わせ調整するものとする。
- 3 福祉タクシー事業は、合併が行われた日の属する年度は現行のとおりとし、平成17年度から倉敷市の制度に統一するものとする。
- 4 在宅重度心身障害者介護手当は、合併が行われた日の属する年度は現行のとおりとし、平成17年度から倉敷市の制度に統一するものとする。
- 5 身体障害者デイサービス及び知的障害者デイサービスの創作的活動、社会適応訓練等のサービス並びに児童デイサービスの利用料は、合併が行われた日の属する年度は現行のとおりとし、平成17年度から倉敷市の利用料に統一するものとする。

鹿児島市

- 1 障害者福祉事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 2 障害者に対する配食サービス事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 3 身体障害者介護手当支給事業等については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に廃止するものとする。
- 4 友愛特別乗車証交付事業については、現行制度の見直しを行い、次回以降の協議会に諮るものとする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第31号

高齢者福祉事業（協定項目第24 - 7号）について

高齢者福祉事業（協定項目第24 - 7号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年8月30日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24 - 7号	高齢者福祉事業
<p>高齢者福祉事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>塩江町地域の対象者が塩江町地域のデイサービスセンターを利用する場合の利用回数については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>塩江町の単独福祉訪問事業については、合併時に廃止する。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

高齢者福祉事業(協定項目24-7号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「高齢者福祉事業」が協議された市 10市

潮来市

潮来町の介護慰労金(85歳以上の老人を常時介護する人へ支給)については、新たな高齢者福祉事業の財源に充てるものとする。

大船渡市

合併年度は、現行のとおりとし、両市町の従来の経緯等を考慮しながら、翌年度から調整検討する。

つくば市

原則としてつくば市の制度を適用するものとする。ただし、茎崎町が実施している制度で住民サービスの向上につながるものについてはその例により調整し、統一により急激な変化を伴うものについては、合併後速やかに調整する。なお、他の制度への移行や事業実績がなく制度の必要性がなくなったものについては廃止する。

廿日市市

老人医療費助成事業及び重度心身障害者医療費給付事業については、廿日市市の例に統一する。

呉市

原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、下蒲刈町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては、合併までに調整し、制度の統一を図っていくものとする。

新居浜市

- 1 別子山村の高齢者年金については、合併以後4年間、毎年度、均等に減額し、5年目に廃止するものとする。
- 2 別子山村の敬老事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。
- 3 別子山村の老人クラブ補助制度については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。
- 4 別子山村の生き生きデイサービス事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村の利用料は合併後5年目に新居浜市の利用料に統一するよう、毎年度、均等に増額する。

注/ 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

高齢者福祉事業（協定項目第24-7号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、高齢者福祉事業の取扱いについて確認した市 13市

岐阜市

- 1 敬老事業については、当面は現行のとおりとし、都市内分権及び市民協働の観点から敬老事業のあり方を含めて、その実施方法等を検討するものとする。
- 2 住宅改造補助については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から岐阜市、笠松町及び岐南町の制度を適用するものとする。
- 3 はり、きゅう、マッサージ費用助成については、合併の翌年度から岐阜市の制度を適用するものとする。
- 4 配食サービスについては、合併後1年を目途に、制度統合に向け調整を図るものとする。
- 5 介護用品支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から岐阜市の制度を適用するものとする。
ただし、合併時に各市町において支給対象であった者で、岐阜市の制度を適用することにより支給対象でなくなる者については、合併の翌年度から3年度間に限り支給対象者とみなすものとする。

豊田市

（高齢者保健福祉計画について）

個々の事業レベルでは各市町村の計画に違いがあるが、介護保険事業計画と整合性をもって策定する必要がある。

高齢者保健福祉計画は、平成17年度までは現行の各市町村の計画を基本とし、平成18年度に統一した事業計画を実施する。

（高齢者保健福祉事業について）

食の自立支援事業は、合併時は現行のサービスを基本とし、合併1年後を目途に調整する。

ただし、小原村については、併時より実施する方向で調整する。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第32号

その他の福祉事業（協定項目第24-10号）について

その他の福祉事業（協定項目第24-10号）を次のとおり決定すること
について、協議を求める。

平成16年8月30日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-10号	その他の福祉事業
<p>その他の福祉事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>特定疾患援護事業及び原子爆弾被爆者援護事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、塩江町地域におけるサービス低下を招かないよう、合併時まで調整するものとする。</p> <p>介護見舞金支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、塩江町地域の在宅寝たきり・痴呆性高齢者介護見舞金支給事業の所得要件については、合併年度に続く3年度に限り、現行のとおりとし、支給額については、合併年度から4年度目において、高松市の支給額と同額となるよう調整するものとする。</p> <p>緊急通報装置貸与等事業の塩江町地域における通報システムについては、当分の間、現行のとおりとする。</p> <p>配食サービス事業の塩江町地域における対象者及び実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>福祉金等支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、塩江町地域の現受給者のうち、合併後に対象者の要件を欠くこととなる者については、合併年度に続く3年度に限り、対象者とみなすものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

その他の福祉事業の取扱い(協定項目第24-10号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「その他の福祉事業の取扱い」が協議された市 8市

大船渡市

合併年度は、現行のとおりとし、両市町の従来の経緯等を考慮しながら、翌年度から調整検討する。

つくば市

原則としてつくば市の制度を適用するものとする。ただし、荃崎町が実施している制度で住民サービスの向上につながるものについては、その例により調整し、統一により急激な変化を伴うものについては、合併後速やかに調整する。なお、他の制度への移行や事業実績がなく制度の必要性がなくなったものについては廃止する。

福山市

福山市の制度に統一するものとする。ただし、

- 1 事業の実施、諸制度の運用にあたっては、新市町の実情等を考慮しつつ、調整を図るものとする。
- 2 福山市社会福祉協議会と新市町社会福祉協議会は、合併時に統合するものとする。ただし、具体的な内容については、両協議会が協議をする中で調整を図るものとする。

呉市

原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、下蒲刈町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては、合併までに調整し、制度の統一を図っていくものとする。

新居浜市

別子山村福祉センターについては、合併時に新居浜市総合福祉センターの分館とする。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・甘日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

その他の福祉事業（協定項目第24-10号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、現在、協議している中核市16市（注）のうち、その他の福祉事業について確認した市 12市

秋田市

その他の福祉事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、河辺町の総合福祉交流センターの管理運営については、現行どおりとする。

岐阜市

- 1 災害見舞金については、合併時に岐阜市の制度を適用するものとする。
- 2 災害援護資金については、現行のとおりとする。
- 3 災害弔慰金については、現行のとおりとする。
- 4 交通災害見舞金については、合併時に岐阜市及び笠松町の制度を適用するものとする。
ただし、見舞金の額については、合併時まで調整するものとする。

奈良市

- 1 ふれあい福祉大会については、奈良市が開催する大会に統合する。なお、月ヶ瀬村及び都祁村からの参加者の交通手段については、当分の間、市において確保する。
- 2 各市村主催の戦没者追悼式については、奈良市の式典に統合する。なお、月ヶ瀬村及び都祁村からの参列者の交通手段については、市において確保する。
- 3 合併後、各村の地区主催で開催予定の追悼式については、これまでの経緯と地域の実情等を考慮して、当分の間、補助する方向で調整する。
- 4 2村の戦没者については、遺族の申し出により、慰霊塔公園内の合祀者慰霊碑に追記する。

倉敷市

- 1 戦没者追悼事業については、合併の行われた日の属する年度は現行のとおりとし、平成17年度から倉敷市の制度に統一するものとする。
- 2 社会福祉協議会人件費補助については、合併の行われた日の属する年度は現行のとおりとし、平成17年度から倉敷市の制度に統一するものとする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第 3 3 号

保健衛生事業（協定項目第 2 4 - 1 1 号）について

保健衛生事業（協定項目第 2 4 - 1 1 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 8 月 3 0 日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 1 1 号	保健衛生事業
<p>保健衛生事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>塩江町地域のデイケアについては、現行のとおり実施するものとする。</p> <p>塩江町保健福祉総合施設については、国民健康保険総合保健施設として高松市に引き継ぐものとする。</p> <p>塩江町で実施している 1 歳 6 か月児及び 3 歳児健康診査については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、現行のとおり実施するものとする。</p> <p>塩江町で実施している総合検診については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、現行のとおり実施するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

保健衛生事業（協定項目第24-11号）について

先進地域の事例（参考10市）

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「保健衛生事業」が協議された市 9市

潮来市

- 1 検診の実施方法については、当面現行どおりとし、合併後3年以内に住民が選択できるものとする。ただし、対象者、費用については合併時に潮来町の制度に統一するものとする。
- 2 健康教育、健康相談については、現行どおりとする。

大船渡市

（保健医療事業の取扱い）

合併年度は、現行のとおりとし、翌年度からは、合併後において調整を図る。

廿日市市

- 1 各種健診事業（成人、乳幼児）については、廿日市市の例による。
ただし、対象者については、次のとおりとする。
(1) 成人に係る各種健診事業については、合併後3年以内に廿日市市の例に統一する。
(2) 乳幼児集団健診事業については、佐伯町の対象者を合併後1年以内に廿日市市の例に統一する。なお、吉和村の対象者については、現行のとおりとする。
- 2 予防接種事業及び結核予防事業については、廿日市市の例による。ただし、接種方法（個別接種、集団接種）については、現行のとおりとする。
- 3 3市町村で実施している各種保健事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合、再編などの調整を行い、保健制度の充実に努めるものとする。

新居浜市

- 1 保健事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。
ただし、別子山村の健康相談事業、乳児相談事業及び新生児訪問事業については、当面、現行どおりとする。
- 2 別子山村の地域医療体制の整備については、医師会等との調整に努めるものとする。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市（いずれも合併後の市名）

保健衛生事業（協定項目第24-11号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、保健衛生事業の取扱いについて確認した市 12市

高知市

- 1 鏡村及び土佐山村の健康相談・健康教育（教室）事業は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から高知市の制度に統一するものとする。
- 2 各種健診について
 - (1) 鏡村及び土佐山村の成人健診の種目と対象者は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から高知市の制度に統一するものとする。
 - (2) 鏡村及び土佐山村の成人健診の実施回数は、地域性等を勘案し、合併後新たに定めるものとする。
 - (3) 3市村の健診委託先は、合併時まで調整するものとする。
 - (4) 3市村の健診にかかる自己負担額は、合併時に統一するものとする。
 - (5) 鏡村及び土佐山村の乳幼児健診は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から高知市の制度に統一するものとする。
- 3 鏡村及び土佐山村の子育て支援事業は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から高知市の制度に統一するものとする。

松山市

- 1 母子保健事業については、合併時に松山市の制度・方式に統一する。
- 2 老成人保健事業については、合併時に松山市の制度・方式に統一する。
- 3 感染症対策事業については、合併時に松山市の制度・方式に統一する。
- 4 北条市の救急医療体制（松山市急患医療センター運営事業、在宅当番医・救急医療情報提供事業及び休日診療所運営補助）については、松山市の制度・方式に統一する。
- 5 松山市は、当面、北条市保健センター及び中島町保健センターを松山市保健センターの分室として管理・運営する。
- 6 中島町の各種保健事業に係る汽船旅客運賃助成事業については、協定項目「その他の事業」で別に確認する。
- 7 合併時から、救急医療体制（松山市急患医療センター運営事業、在宅当番医・救急医療情報提供事業及び休日診療所運営補助）については、松山市の制度方式に統一する。
- 8 その他の事項については、原則、松山市の制度・方式に統一する。

注/ 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第34号

環境対策事業（協定項目第24 - 13号）について

環境対策事業（協定項目第24 - 13号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年8月30日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24 - 13号	環境対策事業
<p>環境対策事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>塩江町指定のごみ袋については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、使用できるものとする。</p> <p>塩江町における、ごみの収集回数については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>塩江町における、ごみステーションの設置基準については、現行のとおりとする。</p> <p>塩江町のし尿中継用貯留施設については、継続して使用するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

環境対策事業の取扱い(協定項目第24-13号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「環境対策事業の取扱い」が協議された市 8市

新潟市

- 1 黒埼町の家庭用生ごみ処理器購入助成金制度は、新潟市の制度に統一する。ただし、処理容器の大きさについては、選択できるようにする。
- 2 黒埼町のし尿の収集の運搬体制については、当分の間、現行のとおりとする。
- 3 そ族昆虫駆除事業については、現行のとおりとする。ただし、新潟市の薬剤散布機具購入補助については、黒埼町の制度を適用する。

福山市

福山市の制度に統一するものとする。ただし、

- 1 分別方法については、合併後早い時期に統一するよう努めるものとする。
- 2 粗大ごみについては、当分の間現行のとおりとする。
- 3 収集回数については、ごみ量を勘案して検討する。

潮来市

清掃業務粗大ごみの拠点回収、ごみ袋の配布方法については、合併時までには新たな制度を確立するものとする。

呉市

原則として呉市の制度を適用するものとする。

ただし、安芸南部衛生組合で実施しているし尿・ごみの収集処理体制(料金を含む)については、当分の間、現行のとおりとする。

新居浜市

- 1 ごみ処理及びごみ収集運搬業務については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村のごみ収集の集積場所については、合併時までには調整するものとする。
- 2 し尿処理及びし尿収集運搬業務については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

環境対策事業（協定項目第24-13号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、環境対策事業について確認した市 14市

福山市

福山市の制度に統一するものとする。ただし、沼隈町の家庭ごみの分別方法、収集回数については、当分の間現行のとおりとする。

長野市

- 1 環境基本計画については、合併後に見直しを行う。
- 2 環境保全事業については、長野市の制度に統一する。
ただし、自然観察教室については、現行のとおりとする。
- 3 斎場・葬祭事業については、次のとおりとする。
 - (1) 裾花衛生センター組合火葬場を長野市斎場として取り扱う。
 - (2) 斎場について、一部事務組合に加入する地域（大岡村・豊野町）は、当該一部事務組合施設を引き続き使用する。
また、長野市斎場も使用できるものとする。
 - (3) 霊柩車・祭壇・葬祭具の取扱いについては、長野市の制度に統一する。また、大岡村については、引き続き犀峽衛生施設組合の霊柩車も使用できるものとする。

豊田市

水道水源保全事業は、合併時までには制度の見直し及び関連事業との調整等を図る。

- 1 ごみの分別の種類、ごみ袋の価格、粗大ごみの有料制度については原則として合併時に豊田市の方式に統一する。
ただし、稲武町区域のごみの分別の種類、ごみ袋の価格等については当面、現行のとおりとし、北設広域事務組合との調整後、新市において検討する。
- 2 ごみの収集回数及びその他プラスチック等の取扱いについては、一部違いを認め合う。
- 3 ごみの収集方式及び収集体制等は当面、現行のとおりとし、新市において調整する。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第 3 5 号

農林水産関係事業（協定項目第 2 4 - 1 5 号）について

農林水産関係事業（協定項目第 2 4 - 1 5 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 8 月 3 0 日 提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 1 5 号	農林水産関係事業
<p>農林水産関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>塩江町の林道については、高松市の林道として引き継ぐものとする。</p> <p>塩江町が実施している園芸団体に対する補助については、合併年度及びこれに続く 3 年度について、実施するものとする。</p> <p>イノシシ等被害防除事業については、合併年度及びこれに続く 5 年度に限り、実施するものとする。</p> <p>間伐補助事業については、塩江町地域において、現行のとおり実施するものとする。</p> <p>塩江町の農林施設、重要稚仔放流事業、地籍調査事業及び農業集落排水事業については、高松市に引き継ぐものとする。</p> <p>塩江町地域において、土地改良区を設立するものとし、設立までの土地改良事業については、共同施行体等が事業主体となり、実施するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

農林水産関係事業（協定項目第24-15号）について

先進地域の事例（参考10市）

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「農林水産関係事業」が協議された市 8市

大船渡市

（農道、林道の取扱い）

三陸町の農道及び林道は、大船渡市に引き継ぎ、管理規程等については、今後調整を図る。

（水路の取扱い）

大船渡市の制度に統一する。

廿日市市

- 1 農業振興地域整備計画に基づく農用地区域等は、現行のとおりとし、合併後、新たに作成する計画に基づき調整する。
- 2 水田農業経営確立対策事業の実施のための水田農業推進協議会については、合併時に統合する。ただし、生産調整の割当については、各市町村の現行比率をもって配分する。
- 3 市町村有林の管理等の取扱いについては、それぞれの市町村の例により、現行のとおりとする。
- 4 農林水産関係事業については、地域特性を生かし、産業の振興及び農林地の公益的機能の維持・発揮のため、引き続き、現行のとおり実施するように努める。

呉市

- 1 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、下蒲刈町地域の農林水産事業の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。
- 2 農林道、水路、ため池、森林、各種振興施設等は、現行のとおり呉市が引き継ぎ、維持管理・整備に努める。

新居浜市

- 1 別子山村の林道開設事業及び林道管理事業については、当面、現行どおりとする。
- 2 土地改良事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村は合併前に土地改良区の設立について検討するものとする。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市（いずれも合併後の市名）

農林水産関係事業（協定項目第24-15号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、現在、協議している中核市16市（注）のうち、農林水産関係事業について確認した市 14市

秋田市

農林水産関係事業については、合併時に秋田市の制度に統一するものとする。ただし、一部の事務事業については、現行どおりとするほか、必要に応じて経過措置を講じるものとする。

豊田市

農業用施設の維持管理は、合併時に豊田市の例により統一する。

ただし、広域農道（加茂広域農道、奥三河広域農道）等幹線農道については、合併時までには町村道認定を行い、市道として豊田市に引き継ぐ方向で調整する。

倉敷市

農林水産関係事業の取扱いについては、原則として、合併時に倉敷市の制度に統一するものとする。

- 1 船穂町の土木常設委員及び真備町の土木専門委員については、現行どおり存続し、平成20年度から倉敷市の農業土木委員制度に統一するものとする。
- 2 真備町のため池、水路及び農道の新設、維持補修にかかる受益者負担金徴収制度は、合併時に廃止するものとする。
- 3 用排水路等の使用許可の取扱いについては、現行どおりとし、平成20年度から倉敷市の制度に統一するものとする。
- 4 農業集落排水使用料については、現行どおりとし、平成20年度から倉敷市の制度に統一するものとする。
- 5 農業集落排水分担金については、現対象区域は現行どおりとし、合併後の新規対象区域からは倉敷市の制度を適用するものとする

松山市

- 1 合併時に、松山市は北条市及び中島町の農業振興整備計画を引き継ぐ。
- 2 土地改良事業にかかる地元分担金については、松山市の制度・方式に統一する。
合併前から、北条市及び中島町で実施している松山市規則等の事業区分に該当する事業については、平成16年度中は、現行制度を適用する。松山市規則等の事業区分に該当しない事業については、原則、北条市民・中島町民の負担率増とならないように調整を行い、合併までに新市の規則等の改正を行う。
- 3 その他の事項については、原則、松山市の制度・方式に統一する。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第36号

交通関係事業（協定項目第24 - 17号）について

交通関係事業（協定項目第24 - 17号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年8月30日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24 - 17号	交通関係事業
<p>交通関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>塩江町地域におけるチャイルドシート助成については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。</p> <p>塩江町地域における町営バスの運行については、現行のとおり高松市に引き継ぐものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

交通関係事業（協定項目第24-17号）について

先進地域の事例（参考10市）

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「交通関係事業」が協議された市 5市

新潟市

- 1 黒埼町の交通安全指導員は、任期満了まで現行のとおりとし、任期満了後、新潟市交通指導隊の一員とする。
- 2 黒埼町の交通安全推進員は、任期満了まで現行のとおりとし、任期満了後、新たに結成する校区交通安全推進協議会の一員とする。

大船渡市

（交通指導員の取扱い）

合併年度は、現行のとおりとし、翌年度からの定数は、50人以内とし、その他の基準は、大船渡市の基準に統一する。

廿日市市

佐伯町及び吉和村の生活交通路線バス、福祉バス、無料バスについては、当面、現行のとおり運行し、合併後2年以内に運行体系、料金等を検討し整理する。

新発田市

豊浦町のチャイルドシート購入助成制度については、平成15年度は現行どおりとし、平成16年度以降については、新市で調整する。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市（いずれも合併後の市名）

交通関係事業（協定項目第24-17号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、交通関係事業の取扱いについて確認した市 10市

倉敷市

交通対策事業は、原則として倉敷市の制度に統一するものとする。

ただし、船穂町の福祉路線バス及び真備町の町内循環さいくるバスについては存続し、合併後、新市の総合的な交通施策の中で、路線等の再を図るものとする。

鹿児島市

- 1 コミュニティバスの運行事業については、現行どおりとする。
- 2 コミュニティー福祉号の運行事業については、運行形態の見直しを行い、代替手段により運行を行うこととする。
- 3 行政連絡船の運航事業については、現行どおりとし、合併後の利用状況等を見て、見直しを行う。
- 4 自動車運送事業については、合併時に鹿児島市の自動車運送事業に統合するものとする。ただし、路線バスの普通料金は、現行どおりとする。
- 5 桜島町交通事業（フェリー事業）については、地方公営企業法の規定の全部適用により、運航するものとする。

長野市

- 1 各種交通安全対策事業については、長野市の制度に統一する。
- 2 廃止路線代替バスについては、現行のとおりとする。ただし、合併後に運行内容の見直しを行う。
- 3 鬼無里村地域振興バスについては、現行のとおりとする。ただし、合併後に運行内容の見直しを行う。
- 4 豊野町福祉バスについては、すべての住民を対象とした有料のコミュニティバスとする。
- 5 交通災害等共済事業については、長野市の制度に統一する。ただし、合併前に北信地域町村交通災害共済に加入している者のうち、合併が行われた日の属する年度に見舞金の対象となる者については、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の制度を適用する。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第37号

学校教育事業（協定項目第24-21号）について

学校教育事業（協定項目第24-21号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年8月30日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-21号	学校教育事業
<p>学校教育事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>塩江町の公立学校については、高松市の公立学校として引き継ぐものとする。</p> <p>塩江町地域で実施している、小学校児童通学援助及び中学校生徒通学援助については、現行のとおり継続するものとする。</p> <p>塩江町地域の学校給食及び奨学制度等の支援制度については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>塩江町地域における、小学校の学校行事等参加補助については、現行のとおりとし、高等学校生徒を育てる修学金等補助制度、中学校新人・総合体育大会補助及び中学校の学校行事等参加補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。</p> <p>塩江町地域における、英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、実施するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

学校教育事業（協定項目第24 - 21号）について

先進地域の事例（参考10市）

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「学校教育事業」が協議された市 10市

廿日市市

- 1 佐伯町及び吉和村の教育施設については、引き続き、現行のとおり管理及び運営を行う。
- 2 学校教育関係事業の取扱いについて
 - (1) 小・中学校の通学区域は、現行のとおりとする。
 - (2) 学校給食については、それぞれの施設を継続使用し、現行のとおり実施する。

新発田市

- 1 通学区域については、平成15年度は現行どおりとし、合併後、新たに通学区域審議会を設置し、新市の通学区域の見直しを行う。
- 2 小・中学校の給食及び給食原材料保存用食品代補助については、平成15年度は現行どおりとし、平成16年度以降については、合併後、新市で調整する。
- 3 豊浦町の中学校自転車通学ヘルメット購入費助成事業については、平成15年度は現行どおりとし、平成16年度以降については、合併後、新市で調整する。
- 4 小・中学校クラブ活動補助金については、平成15年度は、現行どおりとし、平成16年度以降については、合併後、新市で調整する。
- 5 適応指導教室については、平成15年度は、現行どおりとし、平成16年度から新発田市の制度を適用する。
- 6 新発田市の学生緊急援助資金貸付事業及び、豊浦町の奨学金貸付制度は、平成15年度は現行どおりとし、平成16年度以降については、合併後、新市で調整する。
ただし、両市町の現行制度の適用を受けているものについては、継続して貸付を行う。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市（いずれも合併後の市名）

学校教育事業（協定項目第24-21号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、学校教育事業について確認した市 13市

高知市

- 1 鏡村及び土佐山村の教育施設は、高知市に引き継ぐものとする。なお、鏡村の幼稚園は、公立幼稚園として管理及び運営を行う。
- 2 学校教育関係事業の取扱いについて
 - (1) 小・中学校の通学区域は、現行のとおりとする。
 - (2) 鏡村及び土佐山村の学校給食は、現有施設を継続使用し実施する。給食費の保護者負担金は、小・中学校については高知市の基準に統一するものとし、幼稚園については小・中学校を参考に合併時に基準を設けるものとする。
 - (3) 鏡村及び土佐山村のスクールバス運行事業は、現行のとおり実施する。
なお、土佐山村の幼稚園を廃止し保育所にした場合は、保育所に通園する3歳児以上の園児についても対象とする。
 - (4) 鏡村の遠距離通園（学）支援制度は、地域性等を勘案し現行のとおり実施する。
なお、土佐山村についても同制度を適用する。
 - (5) 鏡村の「放課後児童対策事業」は、高知市の「子どもの居場所づくり事業」を適用し実施する。
なお、土佐山村についても、条件が整えば同制度を適用する。
- 3 3市村の公民館の地域事業等は、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら実施する。
- 4 鏡村及び土佐山村の文化財は、高知市に引き継ぐものとする。

堺市

みはら大地幼稚園については、美原町制度を存続する。公立幼稚園園児募集事務については、当面はそれぞれの制度を存続し、新市において調整する。小・中学校通学区域については、それぞれに現状の通学区域を維持する。学校給食事業については、単独調理場が整備されるまでの間はそれぞれの制度を存続し、それ以降は堺市制度に統一する。

鹿児島市

学校教育事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第38号

社会教育事業（協定項目第24-22号）について

社会教育事業（協定項目第24-22号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年8月30日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-22号	社会教育事業
<p>社会教育事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>塩江町民運動会については、高松市の地区運動会として取り扱うものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

社会教育事業（協定項目第24-22号）について

先進地域の事例（参考10市）

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「社会教育事業の取扱い」が協議された市 8市

新潟市

スポーツの全国大会等出場者激励金については、黒埼町の制度を適用する。黒埼町公民館及び黒埼町北部地区公民館を除く黒埼町の公民館については、合併までに黒埼町の自治会等への移管に努める。

廿日市市

3市町村で実施している生涯学習関連事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合、再編などの調整を行い、生涯学習の推進やスポーツの振興に努めるものとする。

呉市

- 1 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、下蒲刈町地域の学校教育、社会教育、文化・スポーツ振興事業の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。
- 2 学校教育施設、文化・スポーツ施設等は、現行のとおり呉市が引き継ぎ、維持管理・整備に努める。

新居浜市

- 1 社会教育事業については、住民サービスの低下を生じないよう、引き続き学習機会、情報の提供等に努めるものとする。
- 2 公民館の運営については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

新発田市

- 1 豊浦町公民館は、職員を配置した地区公民館とする。また、豊浦町公民館内の図書室は、市立図書館分館とする。
- 2 豊浦町の地域公民館活動助成事業及び、地域子ども会交流大会については、当分の間、現行どおりとする。
ただし、内容については、合併後、新市で調整する。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市（いずれも合併後の市名）

社会教育事業（協定項目第24-22号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、現在、協議している中核市16市（注）のうち、社会教育事業について確認した市 12市

宇都宮市

- 1 社会教育団体及び文化スポーツ団体に対する補助制度については、宇都宮市の基準によるとともに、対象団体の統合に努める。
- 2 社会教育及び文化スポーツのイベント等の類似事業は、整理統合し一元化する。地域性が強く、実施の必要性が高い事業については、地域行政機関又は団体が行う。

岐阜市

- 1 公民館の運営については、当面は現行のとおりとし、都市内分権のあり方を踏まえ、調整するものとする。
- 2 成人式については、当面は現行のとおりとし、都市内分権及び市民協働の観点から成人式のあり方を含めて、その実施方法等を検討するものとする。
- 3 総合体育大会等各種事業については、各地域の実情と経緯を踏まえながら、スポーツの振興及び生涯学習の推進等を考慮し、統合、再編などの調整を図るものとする。なお、調整にあたっては、都市内分権のあり方を踏まえて行うものとする。
- 4 各種体育大会派遣・開催補助については、岐阜市の制度に統一するものとする。

奈良市

公民館については、月ヶ瀬地区に地区公民館1館（現月ヶ瀬文化センター）を、都祁地区に地区公民館1館と分館4館を置き、事務組織及び機構、管理運営等は奈良市の制度に統一する。

高知市

3市村の公民館の地域事業等は、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら実施する。

鹿児島市

社会教育事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第39号

文化振興事業（協定項目第24 - 23号）について

文化振興事業（協定項目第24 - 23号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年8月30日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24 - 23号	文化振興事業
<p>文化振興事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>塩江町文化祭については、高松市の地区文化祭として取り扱うものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

文化振興事業（協定項目第24-23号）について

先進地域の事例（参考10市）

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「文化振興事業」が協議された市 6市

新潟市

黒埼町指定文化財については、合併前に調査・審議をし、見直しすることとし、新潟市はその結果を十分尊重する。

大船渡市

三陸町の指定文化財については、大船渡市に引き継ぐものとし、保護の一元化を図り、合併後に指定基準を検討する。

廿日市市

佐伯町及び吉和村の指定文化財については、原則として、廿日市市に引き継ぐものとする。

呉市

下蒲刈町のまちづくり方針である「文化と歴史の掘り起こし」と「ガーデンアイランド構想」に基づき整備された三之瀬地区の歴史文化施設群については、呉市が引き継ぎ、適切な管理運営に努めるものとする。

新発田市

豊浦町指定の文化財は、合併後、新市の文化財として引き続き指定を受けるよう調整する。

また、豊浦町のミズバショウ・オニバス管理委託事業については、現行どおり新市へ引継ぎ、合併後、新市で調整する。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市（いずれも合併後の市名）

文化振興事業（協定項目第24-23号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、文化振興事業について確認した市 11市

堺市

美原町文化振興自主事業については、堺市事業に再編する。

美術展覧会については、堺市制度で実施するが、みはら芸術展は、当分の間継続する。また、美原町国際交流推進協議会は当分の間継続する。東大寺サミットについては、継続して加入する。

奈良市

文化振興事業は奈良市の制度に統一する。

ただし、二村の文化祭事業は、地域の文化事業として継続実施する。

二村の指定文化財は、合併後旧村指定文化財とする。このうち、重要と認められるものは、基礎調査のうえ、奈良市文化財保護審議会に諮り奈良市指定文化財に指定する。

長野市

1 文化芸術振興事業については、長野市の制度に統一する。

ただし、文化芸術祭については、現行のとおり実施する。

2 博物館及び郷土資料館等については、現行のとおりとする。

3 大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の指定文化財については、合併時までそれぞれの町村において、長野市の指定基準により再審議し、長野市はその結果を十分尊重する。

豊田市

（文化協会等について）

文化協会等の組織は、当面現行のとおりとし、合併後組織の統合に向けて検討する。

（文化財保護審議会について）

文化財保護審議会は、現行の豊田市の審議会を新市に引継ぐものとする。なお、合併後における委員の選任については、市域全体の地域性に配慮するよう努めるものとする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第40号

建設計画（協定項目第25号）について

建設計画（協定項目第25号）を次のとおり決定することについて、協議を
求める。

平成16年8月30日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第25号	建設計画
建設計画については、別冊のとおり定めるものとする。		

平成 年 月 日 確認

5 その他

(1) 高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について

ア 第12回会議

(ア) 日時 平成16年 9月27日(月)午後1時30分

(イ) 場所 高松市役所 13階 大会議室